

山梨県公報

第六十号

令和元年

十二月二十三日

月 曜 日

目次

告 示

○山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定の一部改正……………四一七

○特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の一部改正……………四一七

○振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の一部改正……………四一八

○道路の供用開始……………四一八

○都市計画の変更図書縦覧……………四一八

告 示

山梨県告示第五百五十八号

山梨県県税条例に基づく寄附金税額控除対象法人の指定(平成二十三年山梨県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

令和元年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一の表二十四の項中「富士吉田市上暮地二丁目一〇番一五号」を「甲府市北口一丁目一番八号甲府北口ビル内」に改め、同表六十一の項を次のように改める。

六十一	削除
-----	----

一の表百三十六の項中「上野原市大野二五三五番地」を「上野原市大野二二六七番地一」に改め、同表二百六十四の項中「南アルプス市寺部六五九番地」を「南アルプス市鏡中條一六四二番地二」に改め、同表三百二十九の項中「甲州市塩山下於曾一七〇四番地」を「甲州市塩山上於曾一八三三番地」に改め、同表三百四十一の項中「公益財団法人山梨県体育協会」を「公益財団法人山梨県スポーツ協会」に改め、同表四百十二の項中「笛吹市石和町広瀬七七九番地二」を「甲府市上町八七一番地一」に改め、同表に次のように加える。

四百二十	令和元年十二月十日	学校法人ユニタス日本語学校	甲府市宝二丁目二〇番二号
四百二十一	令和元年十二月十日	社会福祉法人美徳社	南都留郡富士河口湖町小立字下江壺五五八五番地
四百二十二	令和元年十二月十日	社会福祉法人かしのみ福祉会	甲府市宝二丁目二九番九号
四百二十三	令和元年十二月十日	社会福祉法人多幸福社	大月市猿橋町殿上三〇八番地
四百二十四	令和元年十二月十日	社会福祉法人しあわせ会	北杜市白州町白須八四三八番地

山梨県告示第五百五十九号

特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準(昭和五十二年山梨県告示第六十六号)の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

令和元年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

別添図面中富士川町に係る部分を次の図のように改める。

(「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(経過措置)

この告示の施行の際現に設置されている特定工場等(設置の工事をしていないものを含む。)であつて、この告示による改正後の特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の特定工場等

において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域の指定並びに特定工場等において発生する騒音の規制基準の規定による規制基準値未滿となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第六十号

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準（昭和五十四年山梨県告示第百号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

令和元年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

別添図面中富士川町に係る部分を次の図のように改める。

（「次の図」は省略し、その図面は山梨県森林環境部大気水質保全課及び峡南林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（経過措置）

この告示の施行の際現に設置されている特定工場等（設置の工事をしていないものを含む。）であつて、この告示による改正後の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の規定による規制基準値が、この告示による改正前の振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準の規定による規制基準値未滿となるものに係る規制基準については、この告示の施行の日から一年間は、なお従前の例による。

山梨県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年一月十四日まで一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延（メートル）長	供用開始の期日
一般国道	百四十号	山梨市三富川浦字見畑三八八番二地先から 山梨市三富川浦字見畑四一	二〇〇・七	令和元年十二月二十四日

公 告

番六地先まで

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により西桂町長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和元年十二月二十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画の種類 富士北麓都市計画下水道
- 二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課